

川越市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森田 初 恵

川越市条例第 2 1 号

川越市印鑑条例の一部を改正する条例

川越市印鑑条例（昭和５３年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項ただし書中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下この項において「個人番号カード等」といい、」に、「電子証明書記録個人番号カード保有者」を「電子証明書記録個人番号カード等保有者」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第２項中「電子証明書記録個人番号カード保有者」を「電子証明書記録個人番号カード等保有者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。